

ワンストップ特例申請書添付書類

マイナンバー制度の導入により、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）にマイナンバーの記載が必要になったため、下記のいずれかのパターンに応じた添付類を添えて、寄附をした翌年の1月10日までにえびの市企画課定住対策係（〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地）に特例申請書を提出してください。

※期日までに提出されなかった場合や書類に不備があった場合は、特例の適用を受けられませんのでご注意ください。

※確定申告をする場合は、特例申請書を提出する必要はありません。

A パターン：個人番号カードを持っている場合

「個人番号カード」の表面と裏面のコピー



表

と



裏

※表と裏の両面

B パターン：通知カードを持っている場合

「通知カードのコピー」と「身分証明書（顔写真入り）のコピー」



と



C パターン：個人番号カードも通知カードもない場合

「個人番号が記載された住民票のコピー」と「身分証明書（顔写真入り）のコピー」

※「身分証明書（顔写真入り）のコピー」は、運転免許証、運転履歴証明書、パスポート等のコピーです。顔写真入り身分証明書のコピーの添付が困難な場合は、保険証、国民年金手帳、官公署発行の氏名、住所、生年月日が確認できる書類等の中から2つコピーを添付してください。



記入例

平成 29 年 5 月 5 日 えびの市長 殿	提出日を記入してください。	〒123 - 4567	フリガナ 氏名 個人番号 性別	エビノ タロウ えびの 太郎 印 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 男 ・ 女	必ず押印してください。
住所	〇〇市△△町1 2 番地3	電話番号 0 1 2 3 - 4 5 - 6 7 8 9	生年月日	明・大 昭・平 50 年 4 月 1 日	

太枠内の項目をすべて記入してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方自治法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1）上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2）申告の特例の適用を受けるために申請に支出した全ての寄附金（同項第4号に規定する場合に寄附金税額控除の適用を受けた寄附金）を記載してください。

寄附した年月日と寄附金額を記入してください。
寄附1口につき申請書1枚必要です。
（例：2口寄附した場合は、申請書が2枚必要）

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 29 年 4 月 5 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ受けることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをして下さい。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者（寄附金税額控除は除く）である場合はチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である。

（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者。

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の1月1日現在、地方税法第120条第1項の規定による申告書の提出を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である。

（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

切り取り線からは記入不要です。

----- (切り取らないでください) -----

平成 29 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所		(受付印)
氏名	殿	

受付団体名	えびの市
-------	------